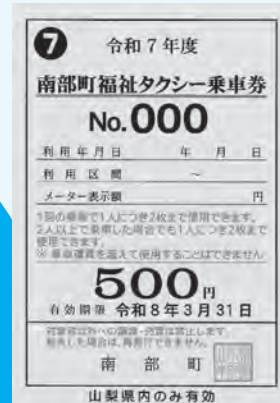


令和7年度 南部町 福祉タクシー券

～あなたのお出かけサポートします～



山梨県タクシー協会に加盟しているタクシー会社で利用できるチケットです。
対象者は無料で申請できます。

- 1.対象者**
- ・ **75歳以上**の方：75歳に達する月から申請できます。
 - ・ **70歳以上のみの世帯**の方：世帯全員が70歳に達する月から申請できます。

※上記に当てはまる方はどなたでも申請できます。

- ・ 身体障害者手帳1～3級・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方

※南部町に住所のある方に限ります。（施設入所中の方には交付できません。）

※自動車税の減免や燃料費の助成を受けている方は対象外です。

2.交付枚数

ひと月あたり4枚、1年間で**48枚まで**交付できます（1枚500円）

※申請月が遅くなると交付枚数が減っていきます。下の表を参照にして、お早めの申請がおすすめです！

申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
交付枚数	48枚	44枚	40枚	36枚	32枚	28枚	24枚	20枚	16枚	12枚	8枚	4枚

3.利用方法

1回の乗車につき1人**2枚まで**利用できます。タクシー券をお持ちの方複数人で乗り合いした場合は、**乗車人数×2枚まで**利用できます。

4.申請書類

- ・ 申請書（下記申請窓口に申請書があります。令和6年度中にタクシー券を申請された方には申請書をお送りします。）
- ・ 本人確認ができるもの（運転免許証、保険証、マイナンバーカード等のいずれか1点）
- ・ 令和7年3月28日（金）より申請受付を開始します。

申請場所

南部町役場

分庁舎 福祉保健課 ／ 本庁舎 住民課 ／ 万沢支所

お問合せ

☎64-4836（福祉保健課） ※平日8:30～17:15